

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|------------------|
| 5 | 予防接種関連事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

三好市は、予防接種関連事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

三好市長

公表日

令和4年2月10日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------|--|
| ①事務の名称 | 予防接種関連事務 |
| ②事務の概要 | <p>本事務は、予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、政令で定めるものについて、予防接種により住民全體の免疫水準を維持するとともに、予防接種費用の一部を助成することにより、疾病の発生予防を行う。また、接種事務の報告等を行うものである。</p> <p>二対中では、予防接種法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」)に基づき特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①予防接種の対象者の把握及び管理に関する事務 ②予防接種の実施に関する事務 ③予防接種にかかる実費徴収事務 ④予防接種の記録及び保存に関する事務 ⑤予防接種健康被害救済に関する事務 ⑥新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う |
| ③システムの名称 | 健康管理システム、中間サーバー、番号連携サーバー(団体内統合宛名システム)、ワクチン接種記録システム(VRS) |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 予防接種ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | <p>番号法第9条第1項 別表第一 第10項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第10条 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第6号(委託先への提供)</p> |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | <p>[実施する] <選択肢></p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p> |
| ②法令上の根拠 | <p>【情報照会事務】 番号法第19条第8号 別表第二 第16の2,第17,第18,第19 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第12条の2,第12条の3,第13条,第13条の2</p> <p>【情報提供事務】 番号法第19条第8号 別表第二 第16の2,第16の3 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第12条の2,第12条の2の2</p> |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 環境福祉部健康づくり課 |
| ②所属長の役職名 | 健康づくり課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| なし | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 三好市役所健康づくり課 〒778-0004 三好市池田町シンマチ1476-1 電話番号 0883-72-6767 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 三好市役所健康づくり課 〒778-0004 三好市池田町シンマチ1476-1 電話番号 0883-72-6767 |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | |
|--|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和3年4月1日 時点 |
| 2. 取扱者数 | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和3年4月1日 時点 |
| 3. 重大事故 | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | | |
|---|---------------|------------|--|
| [基礎項目評価書] | | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | | |
| <選択肢> | | | 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | | |
| <選択肢> | | | 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [特に力を入れている] | | |
| <選択肢> | | | 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | | []委託しない |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | | |
| <選択肢> | | | 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) | | | []提供・移転しない |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | | |
| <選択肢> | | | 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 | | | []接続しない(入手) []接続しない(提供) |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | | |
| <選択肢> | | | 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | | |
| <選択肢> | | | 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | | |
| <選択肢> | | | 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 監査 | | | |
| 実施の有無 | [○] 自己点検 | [○] 内部監査 | [] 外部監査 |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | | |
| <選択肢> | | | 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|-------------------------------------|---|---|------|-----------|
| 平成28年4月1日 | 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長 | 健康づくり課長 本見 町子 | 健康づくり課長 久保 裕子 | 事後 | |
| 平成31年3月27日 | 3.個人番号の利用 法令上の根拠 | 番号法第9条第1項 別表第一 第10項 予防接種法 第5条 | 番号法第9条第1項 別表第一 第10項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第10条 | 事後 | |
| 平成31年3月27日 | 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | 番号法第19条第7号 別表第二 第17,18,19 予防接種法施行規則(昭和23年厚生省令第36号) 第10条等 | 【情報照会事務】 番号法第19条第7号 別表第二 第16の2,第17,第18,第19 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第12条の2,第12条の3,第13条,第13条の2 【情報提供事務】 番号法第19条第7号 別表第二 第16の2,第16の3 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第12条の2 | 事後 | |
| 平成31年3月27日 | 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長 | 健康づくり課長 久保 裕子 | 健康づくり課長 | 事後 | 様式変更のため |
| 平成31年3月27日 | IIしきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か | 1,000人以上1万人未満 | 1万人以上10万人未満 | 事後 | |
| 平成31年3月27日 | IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 平成26年9月30日 時点 | 平成31年2月1日 時点 | 事後 | |
| 平成31年3月27日 | IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 平成26年9月30日 時点 | 平成31年2月1日 時点 | 事後 | |
| 平成31年3月27日 | IVリスク対策 | | 項目の追加 | 事後 | 様式変更のため |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|----------|---------------------------------------|---|--|------|-----------|
| 令和2年3月6日 | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 | 本事務は、予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、市内に居住する者に対し、期間を指定して予防接種を行うとともに、接種事務の報告を行うものである。番号法においては、別表第一項番10に基づき、予防接種法による予防接種の実施に関する事務に個人番号を用いることとなる。 | 本事務は、予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、政令で定めるものについて、予防接種により住民全体の免疫水準を維持するとともに、予防接種費用の一部を助成することにより、疾病の発生予防を行う。また、接種事務の報告等を行うものである。 三好市では、予防接種法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」)に基づき特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①予防接種の対象者の把握及び管理に関する事務 ②予防接種の実施に関する事務 ③予防接種にかかる実費徴収事務 ④予防接種の記録及び保存に関する事務 ⑤予防接種健康被害救済に関する事務 | 事後 | |
| 令和2年3月6日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 平成31年2月1日 時点 | 令和1年12月1日 時点 | 事後 | |
| 令和2年3月6日 | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 平成31年2月1日 時点 | 令和1年12月1日 時点 | 事後 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|----------|---|--|---|------|-----------|
| 令和3年5月7日 | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 | <p>本事務は、予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、政令で定めるものについて、予防接種により住民全体の免疫水準を維持するとともに、予防接種費用の一部を助成することにより、疾病の発生予防を行う。また、接種事務の報告等を行うものである。</p> <p>三好市では、予防接種法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」)に基づき特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①予防接種の対象者の把握及び管理に関する事務 ②予防接種の実施に関する事務 ③予防接種にかかる実費徴収事務 ④予防接種の記録及び保存に関する事務 ⑤予防接種健康被害救済に関する事務 | <p>本事務は、予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、政令で定めるものについて、予防接種により住民全体の免疫水準を維持するとともに、予防接種費用の一部を助成することにより、疾病の発生予防を行う。また、接種事務の報告等を行うものである。</p> <p>三好市では、予防接種法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」)に基づき特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①予防接種の対象者の把握及び管理に関する事務 ②予防接種の実施に関する事務 ③予防接種にかかる実費徴収事務 ④予防接種の記録及び保存に関する事務 ⑤予防接種健康被害救済に関する事務 ⑥新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う 予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う | | |
| 令和3年5月7日 | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称 | 健康管理システム、中間サーバー、番号連携サーバー(団体内統合宛名システム) | 健康管理システム、中間サーバー、番号連携サーバー(団体内統合宛名システム)、ワクチン接種記録システム(VRS) | | |
| 令和3年5月7日 | 3.個人番号の利用 法令上の根拠 | 番号法第9条第1項 別表第一 第10項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第10条 | 番号法第9条第1項 別表第一 第10項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第10条 番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第5号(委託先への提供) | | |
| 令和3年5月7日 | II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 令和1年12月1日 時点 | 令和3年4月1日 時点 | | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|------------------------------------|--|--|------|-----------|
| 令和3年5月7日 | IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 令和1年12月1日 時点 | 令和3年4月1日 時点 | | |
| 令和3年9月10日 | 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | <p>【情報照会事務】 番号法第19条第7号 別表第二 第16の2,第17,第18,第19 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第12条の2,第12条の3,第13条,第13条の2</p> <p>【情報提供事務】 番号法第19条第7号 別表第二 第16の2,第16の3 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第12条の2</p> | <p>【情報照会事務】 番号法第19条第8号 別表第二 第16の2,第17,第18,第19 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第12条の2,第12条の3,第13条,第13条の2</p> <p>【情報提供事務】 番号法第19条第8号 別表第二 第16の2,第16の3 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第12条の2</p> | 事後 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|---------------------------------------|--|---|------|-----------|
| 令和4年2月10日 | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 | <p>本事務は、予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、政令で定めるものについて、予防接種により住民全体の免疫水準を維持するとともに、予防接種費用の一部を助成することにより、疾病の発生予防を行う。また、接種事務の報告等を行うものである。</p> <p>三好市では、予防接種法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」)に基づき特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①予防接種の対象者の把握及び管理に関する事務 ②予防接種の実施に関する事務 ③予防接種にかかる実費徴収事務 ④予防接種の記録及び保存に関する事務 ⑤予防接種健康被害救済に関する事務 ⑥新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う</p> | <p>本事務は、予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、政令で定めるものについて、予防接種により住民全体の免疫水準を維持するとともに、予防接種費用の一部を助成することにより、疾病の発生予防を行う。また、接種事務の報告等を行うものである。</p> <p>三好市では、予防接種法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」)に基づき特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①予防接種の対象者の把握及び管理に関する事務 ②予防接種の実施に関する事務 ③予防接種にかかる実費徴収事務 ④予防接種の記録及び保存に関する事務 ⑤予防接種健康被害救済に関する事務 ⑥新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う</p> | | |
| 令和4年2月10日 | I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠 | <p>番号法第9条第1項 別表第一 第10項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第10条</p> <p>番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)</p> <p>番号法第19条第5号(委託先への提供)</p> | <p>番号法第9条第1項 別表第一 第10項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第10条</p> <p>番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)</p> <p>番号法第19条第6号(委託先への提供)</p> | | |